



改定する派遣法に “抜け穴”をつくるな

製造業禁止
に例外

日本共産党

日本共産党の志位和夫委員長は、2月8日の衆院予算委員会で、鳩山内閣がめざしている労働者派遣法改定の問題点を指摘し、「雇用は正社員があたり前の社会への転換をせまりました。

首相は、製造業への派遣は「原則禁止」としています。しかし、これには“大きな抜け穴”が…。

パナソニックの新工場建設にともない、同社の人材派遣会社が出した募集広告には「契約期間は3カ月、更新あり、最長3年」の文字。

志位委員長は、「この場合、派遣は禁止されるのか」とたずねました。厚労相は、「『1年以上働ける見込み』があれば、例外となる」と答弁。本来禁止されるはずの派遣がみとめられるというのです。

志位委員長は、「それでは、『原則容認』となってしまう。例外なしの全面禁止にすべきだ」とせまりました。

パソコン入力も「専門業務」に ——見直し通達だす(厚労省)

もう一つの大穴は、派遣期間の制限がない「専門26業務」に…。

25年前にきめられた「業務」のなかには、いまではあたり前の「パソコン入力」も。これでは事務系の仕事は、みんな「専門業務」になってしまいます。げんにNTTは、それを悪用して直接雇用を派遣におきかえました。「見直し、規制を強化すべきだ」とせまる志位委員長に、首相は「しっかり検討する必要がある」と答弁。厚労省は、見直し通達をだしました。

大企業は、ためこんだもうけをはきだし

雇用には責任を はたすべきです。

この10年間、大企業は空前の利益を上げ、ばく大なためこみ続ける一方で、賃金は大きくおちこんでいます。貧困と格差がひろがる原因は、ここに 있습니다。

国民がつくった富を大企業がひとり占めするシステムをあらためるべきです。

日本共産党参議院議員 大門みきし

